

すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり

第2期狭山市高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画の策定を進めています

市では、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくりをより一層推進するために、現在平成15年度から19年度を計画期間とする第2期狭山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めています。この計画は5年を1期とするもので、高齢者人口の推移や高齢者の意識調査これまでの介護サービスの利用実績や今後の見込みなどを参考に、3年ごとに見直すものです。

今月は、計画案の概要と、今後の介護サービスの試算による65歳以上の方の平成15年度から17年度までの介護保険料について、お知らせします。

急速にすすむ高齢化

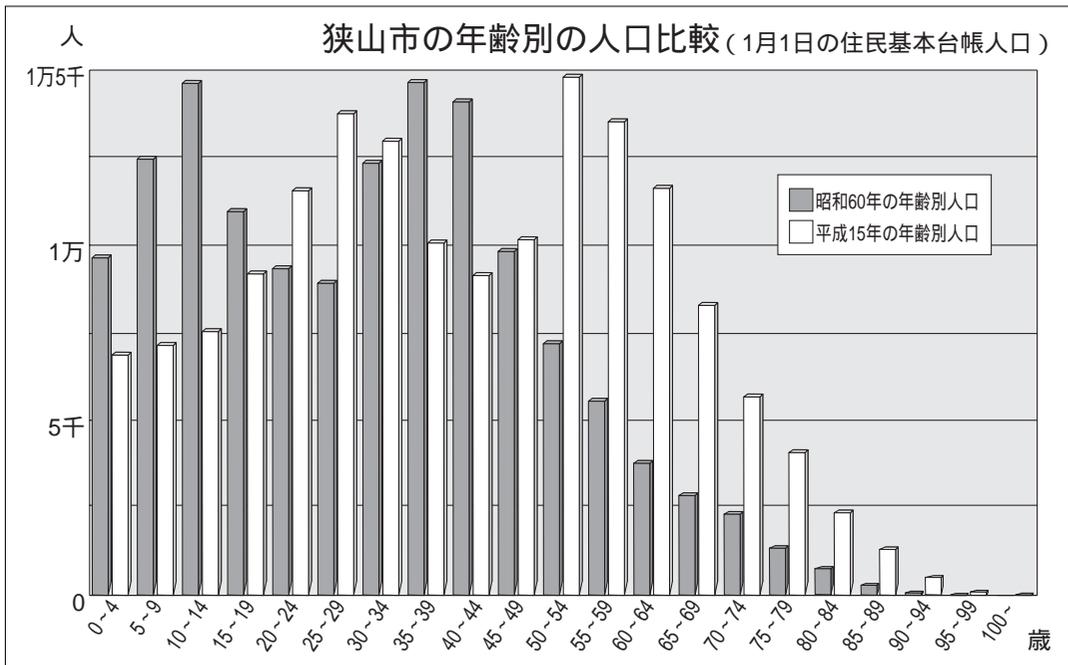
平成15年度には狭山市の高齢化率も14%以上に

高齢化の推移は、一般的に総人口に占める65歳以上の人口が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会といわれています。日本は昭和45年に7%を超え、平成6年には14%に達しています。

者のいる世帯の割合は、昭和60年に14%だったものが平成12年には23.9%と増加し、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯も急激に増えてきています。

狭山市の高齢化率は全国平均よりは低いものの着実に上昇し、昭和60年度に5.4%だった数値が、平成14年度には13.7%になりました。そして15年度中には14%を超え、高齢社会となることが予測されています。また、世帯総数に占める高齢

介護などの支援を必要とする人が今後増加が見込まれることから、さまざまな高齢者施策が必要となってきました。そして、急速に進む高齢化にスムーズに対応していくためには、社会全体のあり方を考えた取り組みがこれまで以上に求められてきます。





仲間たちとの交流と適度な運動が「元気づくり」につながります

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で すべての高齢者が安心していきいきと生活できるように

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、介護・支援が必要な方だけでなく、狭山にお住まいのすべての高齢者が、住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるようにするための取り組みをまとめたものです。さらに、介護保険事業計画は、支援や介護が必要な方の今後必要と見込まれるサービス量を把握し、良質な

サービスを提供するための基盤を整備するための施策をまとめたものです。

「協働指針」を基本に

豊かで活力ある高齢社会を構築

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、豊かで活力ある高齢社会を迎えるため、市民・高齢者、事業者、行政が一体となって取り組んでいく基本的な姿勢を「協働指針」として位置づけています。これは、市民や事業者が持つべき姿勢と方向性を認識していただき、行政と協力

計画の位置づけ

狭山市高齢者保健福祉計画

- ▶ 高齢者全体に係る施策展開
- ▶ 保健福祉サービスの目標設定
- ▶ 推進基盤・推進体制

狭山市介護保険事業計画

- ▶ 要支援・要介護高齢者に係る施策展開
- ▶ 介護保険サービスの必要量見込み
- ▶ 介護保険事業費の見込みなど

し合いながらまちづくりに取り組むことで、よりたくましい、活力ある高齢社会を創造しようとするものです。また、これまでの「行政はサービスの送り手」、市民はサービスの受け手」と見られがちな状況を改善し、市民の自主的で意欲的な活力を発揮する機会を増やすことを目的としています。そして、民間事業者の自由な競争のもとで、よりよい介護サービスの環境形成を図り、行政が適切な支援に努め、さらに地域ぐるみで、市民ぐるみで高齢社会に対応していくことを目指します。

協働指針の基本は

「自助」「共助」「公助」

計画を推進するためには、市民・高齢者、地域、行政がそれぞれの立場で、自らの役割を確実に果たしていくことが大切です。「まちづくり」の主役は市民の皆さんです。高齢者の保健福祉に関するさまざまな取り組みも、市民を主体的に位置づけることで初めて実効力を持ちます。行政の役割は市民の支援であり、市民や民間のさまざまな活力、創意工夫を行政が適切に支えていくことが、豊かな高齢社会を迎えるための基本的な条件です。

「こつした点をふまえ、市民・高齢者（の意志・意欲に基づき考えや行動の「自助」、さまざまな人の地域コミュニティなどの多様なつながりを大切に、互いに支え合う姿勢の「共助」、良質な介護サポート